

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R4 荒川調節池広報資料等作成業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長 小平 剛弘 埼玉県さいたま市桜区田島8-17-1	令和4年5月9日	(株)エム・シー・アンド・ピー 東京都千代田区紀尾井町4-1	2120001041913	本業務は、今後工事が本格化する荒川第二・三調節池の事業内容及び工事現場の魅力等について分かりやすく紹介するため、工事紹介リーフレット、ポスター等の広告物の作成を行うとともに、今後の広報展開について検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社エム・シー・アンド・ピーは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	4,983,000	4,862,000	97.57%	—	
R4 単価契約荒川調節池工事事務所不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長 小平 剛弘 埼玉県さいたま市桜区田島8-17-1	令和4年9月2日	(有)みづほ不動産鑑定 埼玉県さいたま市中央区新中里5-7-5	6030002019889	本業務は、荒川調節池工事事務所の河川事業に伴う土地の取得及び使用に必要な不動産の鑑定評価、鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、不動産鑑定士としての理由定士の経験および能力や業務実施方針などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 有限会社 みづほ不動産鑑定 は、企画提案書によって、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	(単価) 177,100	—	—	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R 4 単価契約荒川調節池工事事務所不動産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長 小平 剛弘 埼玉県さいたま市桜区田島8-17-1	令和4年9月5日	(株)国土評価研究所 東京都渋谷区渋谷1-10-3 スタープラザ青山202	2011001008021	本業務は、荒川調節池工事事務所の河川事業に伴う土地の取得及び使用に必要な不動産の鑑定評価、鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、不動産鑑定とした理由定士の経験および能力や業務実施方針などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社国土評価研究所は、企画提案書によって、総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	(単価) 177,100	-	-	
R 4 荒川調節池工事事務所新聞掲載業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川調節池工事事務所長 小平 剛弘 埼玉県さいたま市桜区田島8-17-1	令和4年9月8日	(株)埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2-282-3	8030001003009	本業務は、工事が本格化した荒川第二・三調節池整備事業について、荒川沿川や下流域の住民に対し、調節池事業の概要や工事進捗状況といった情報を提供することにより、事業の認知度向上や治水への理解促進を図ることを目的に新聞掲載を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社埼玉新聞社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	6,127,000	6,127,000	100.00%	-	